

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年12月15日（金）第3375号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告

## 示

○有害な凶書等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い）	1
○生産事業者の登録	（森林経営課取扱い）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定	（森づくり推進課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の辞退	（障害福祉課取扱い）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定（2件）	（障害福祉課取扱い）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の変更事項の届出（2件）	（障害福祉課取扱い）	4
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	（水産振興課取扱い）	4
○収去飼料の試験結果の公表	（畜産課取扱い）	5
○県営土地改良事業の計画の決定	（農地整備課取扱い）	6
○県営土地改良事業の計画の変更	（農地整備課取扱い）	6
○公共測量の実施	（監理課取扱い）	6
○公共測量の終了	（監理課取扱い）	7
○道路の区域の変更（3件）	（道路維持課取扱い）	7
○道路の供用の開始（3件）	（道路維持課取扱い）	7
○自動車専用道路の指定	（道路維持課取扱い）	8
○都市計画地区計画の決定に係る凶書の写しの縦覧（2件）	（都市計画課取扱い）	9
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	（都市計画課取扱い）	9
○平成29年度自衛官の募集	（危機管理防災課取扱い）	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談 支援事業者の指定	（大隅地域振興局取扱い）	10
<b>公 告</b>		
○鹿児島県情報公開条例の運用状況の公表	（学事法制課取扱い）	10
○鹿児島県個人情報保護条例の運用状況の公表	（学事法制課取扱い）	12
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（8件）	（商工政策課取扱い）	14

## 告 示

## 鹿児島県告示第1166号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な凶書等として次のとおり指定した。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25258	平成29年 12月6日	雑 誌	CIRCUS MAX 12月号 04099-12	KKベスト セラーズ	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
25259			EXMAX 12月号 02091-12	ぶんか社		
25260			EXMAX SPECIAL 11月号 02092-11	ぶんか社		
25261			月刊YOUNG KINGアワーズGH 12月号 08891-12	少年画報社		

## 鹿児島県告示第1167号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第5415号	島寄 透 出水市大野原町1729番地	種穂の採取 幼苗の育成	島寄 透 出水市大野原町1729番地

## 鹿児島県告示第1168号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年12月13日農林水産省告示第1450号

## 2 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び十島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第1169号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
海田デイサービス	曽於市末吉町二 之方439番地	医療法人海誠会	宮崎県都城市庄 内町8610番地	海田 紀夫	平成29年 11月30日	通所介護

## 鹿児島県告示第1170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所未里	鹿屋市永野田町525番地2	株式会社ヴィレッジ	鹿屋市寿五丁目14番25号	内野 匡章	平成29年12月1日	居宅介護支援

## 鹿児島県告示第1171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人愛光会福祉総合相談支援センターあい	鹿屋市海道町729-6	社会福祉法人愛光会	鹿屋市海道町729-6	指宿 興一	平成29年12月1日	居宅介護支援

## 鹿児島県告示第1172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
海田デイサービス	曾於市末吉町二之方439番地	医療法人海誠会	宮崎県都城市庄内町8610番地	海田 紀夫	平成29年11月30日	介護予防通所介護

## 鹿児島県告示第1173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
田之上調剤薬局	鹿児島市郡元三丁目14番12号	平成29年12月31日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第1174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
スター調剤薬局坂之上店	鹿児島市光山二丁目6307-12	平成29年 12月1日	精神通院医療
みずほ通り・さくら薬局	鹿児島市上荒田町25番12号	平成29年 12月1日	精神通院医療
みつば薬局	霧島市隼人町姫城三丁目174-1	平成29年 12月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第1175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人腎愛会	鹿児島市宇宿三丁目17番6号	訪問看護ステーション光陽	鹿児島市宇宿三丁目22番10号	平成29年 12月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第1176号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
霧島市民薬局 霧島市国分中央三丁目38番16号	所在地	霧島市国分中央三丁目26番8号	霧島市国分中央三丁目38番16号	精神通院医療

## 鹿児島県告示第1177号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
			変 更 前	変 更 後	
鹿児島医療生活協同組合 鹿児島市谷山中央五丁目12番3号	生協訪問看護ステーションこくぶ 霧島市国分中央三丁目38番15号	事業所の所在地	霧島市国分中央五丁目13番77号	霧島市国分中央三丁目38番15号	精神通院医療

## 鹿児島県告示第1178号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出

があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年12月15日から同月29日まで種子島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
西之表市国上843番地101 中村勝義  
西之表市東町87番地 松本浩次  
熊毛郡中種子町坂井5600番地2 今田博志
- 2 加入区  
種子島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
種子島漁業協同組合

**鹿児島県告示第1179号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成29年9月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
日清丸紅飼料（株） 鹿児島工場 2010001029465 （鹿児島市）	同左	日清丸紅印成鶏用配合飼料MT成鶏170	平成29.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		日清丸紅印成鶏用配合飼料AQ成鶏1号	29.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		日清丸紅印成鶏用配合飼料赤たまご16	29.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		日清丸紅印配合飼料ホレボレ子豚	29.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		日清丸紅印配合飼料森栄がぶり寄り	29.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		日清丸紅印若牛用配合飼料スーパー粗粒育成	29.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		日清丸紅印配合飼料中央繁殖用	29.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		とらふぐ用配合飼料トラフグEP5	29.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
みらい飼料（株）	同左	マル中印プロイラー肥育後期用配合	29.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無

志布志工場 5010601047814 (志布志市)		飼料プロゴール			
		I T O C H U アクセルK i d s 前期	29.9	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		I T O C H U プーストK i d s 前期	29.9	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		クリーンB-2	29.9	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		パワーミート(C)	29.9	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
キュービータマゴ(株) 出水工場 4012401007544 (出水市)	同 左	乾燥卵殻	29.9	栄養成分等—粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

### 鹿児島県告示第1180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備及び農道整備）吹上地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成29年12月18日から平成30年1月19日まで
- 縦覧場所  
日置市役所農地整備課

### 鹿児島県告示第1181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（旧：農村災害対策整備）（農用地保全）垂水地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成29年12月18日から平成30年1月19日まで
- 縦覧場所  
垂水市役所農林課

### 鹿児島県告示第1182号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島県地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 平成29年7月10日から平成31年2月28日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市星ヶ峯二丁目及び三丁目地内

**鹿児島県告示第1183号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から平成29年10月20日鹿児島県告示第1027号で告示した公共測量の実施は、平成29年11月29日終了した旨の通知があった。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第1184号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年12月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町一湊字上轟2316番2地先から同町一湊字松山2280番地先まで	前	8.6～15.0	100.6
			後	13.0～18.8	100.6

**鹿児島県告示第1185号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年12月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町一湊字上轟2316番2地先から同町一湊字松山2280番地先まで	平成29年12月15日

**鹿児島県告示第1186号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年12月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-----	-------	--------	-----------------	-----------------

県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町一湊字西小川1030番2地先から同町一湊字芭蕉山入口1288番1地先まで	前	12.6～43.2	242.0
			後	16.4～35.6	242.0

## 鹿児島県告示第1187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年12月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町一湊字西小川1030番2地先から同町一湊字芭蕉山入口1288番1地先まで	平成29年12月15日

## 鹿児島県告示第1188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年12月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	曾津高崎線	大島郡宇検村大字阿室字上磯平361番1地先内	前	20.4～27.4	21.1
			後	20.4～40.6	21.1

## 鹿児島県告示第1189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年12月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	曾津高崎線	大島郡宇検村大字阿室字上磯平361番1地先内	平成29年12月15日

## 鹿児島県告示第1190号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、指定する道路の部分を表示した図面は、平成29年12月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日



鹿児島県知事 三反園訓

- 1 路線名  
志布志福山線
- 2 指定する道路の部分及び期日

指 定 す る 道 路 の 部 分	指定する期日
志布志市有明町伊崎田字下原8104番2地先から同市有明町伊崎田字尾5635番1地先まで	平成29年12月15日

**鹿児島県告示第1191号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
  - (2) 名称 パルタウン大明丘地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第1192号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
  - (2) 名称 コモンヒルズ原良地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第1193号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称  
鹿児島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿児島都市計画下水道事業
  - (2) 名称 鹿児島市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和27年9月17日から平成37年3月31日まで（変更前平成30年3月31日まで）
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和45年3月7日鹿児島県告示第233号の2，昭和46年1月22日鹿児島県告示第66号の2，昭和47年12月6日鹿児島県告示第1357号，昭和52年1月21日鹿児島県告示第71号，昭和53年7月31日鹿児島県告示第903号，昭和53年12月15日鹿児島県告示第1543号，昭和54年11月26日鹿児島県告示第1638号，昭和55年10月27日鹿児島県告示第1549号，昭和58年7

月27日鹿児島県告示第1350号，昭和59年7月30日鹿児島県告示第1312号，昭和61年7月30日鹿児島県告示第1345号，昭和62年8月26日鹿児島県告示第1379号，平成3年3月29日鹿児島県告示第874号，平成7年4月7日鹿児島県告示第681号，平成10年11月6日鹿児島県告示第1548号，平成17年2月14日鹿児島県告示第193号，平成20年12月24日鹿児島県告示第1686号，平成22年10月22日鹿児島県告示第1103号及び平成26年11月18日鹿児島県告示第1086号の事業地のうち花野光ヶ丘一丁目，伊敷町，伊敷七丁目，伊敷台七丁目，西陵六丁目，西陵七丁目，田上町，星ヶ峯二丁目，皇徳寺台一丁目，皇徳寺台三丁目，中央港新町，清水町及び稲荷町地内において事業地を変更し，同事業地に吉野一丁目，吉野二丁目，広木三丁目，清和三丁目及び清和四丁目を加える。

- (2) 使用の部分  
変更なし

### 鹿児島県告示第1194号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，平成29年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 募集種目  
自衛官候補生（男子）
- 2 募集期間  
平成29年12月18日から平成30年1月19日まで
- 3 試験期日  
平成30年2月3日から同月4日まで
- 4 応募年齢  
採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地

- 6 応募手続  
応募しようとする者は，志願票に所定の事項を記入の上，住所地を管轄する市町村長に提出すること。  
なお，志願票は，各市町村において交付する。

### 大隅地域振興局告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により，次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

平成29年12月15日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
福祉総合相談支援センター あい	鹿屋市海道町729番地6	社会福祉法人愛光会	鹿屋市有武町855番地3	指宿 興一	平成29年12月1日	地域移行支援・地域定着支援

公 告

鹿児島県情報公開条例の運用状況の公表

鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第29条の規定により、平成28年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 公文書の開示の請求件数  
912件
- 2 公文書の開示、一部開示及び不開示の決定件数

区 分	件 数
開示	382
一部開示	428
不開示	44
その他	58
計	912

注 その他は、請求の取下げである。

- 3 開示請求者の区分

区 分	件 数
県内	607
県外	305
計	912

- 4 開示請求の実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		開 示	一部開示	不開示	その他
知事	787	331	366	40	50
知事公室	14	5	7	0	2
総務部	208	5	195	3	5
企画部	9	0	7	1	1
環境林務部	51	23	19	4	5
保健福祉部	195	154	27	5	9
商工労働水産部	36	27	8	0	1
農政部	17	8	8	0	1
土木部	77	55	8	0	14
危機管理局	5	0	5	0	0
出納局	8	2	6	0	0
鹿児島地域振興局	29	8	16	2	3
南薩地域振興局	13	3	7	2	1
北薩地域振興局	13	6	7	0	0
始良・伊佐地域振興局	25	6	8	9	2
大隅地域振興局	32	9	10	9	4
熊毛支庁	10	3	4	2	1
大島支庁	43	17	22	3	1
工業用水道部	2	0	2	0	0
議会	7	0	7	0	0
教育委員会	38	24	8	0	6
選挙管理委員会	50	21	28	0	1
人事委員会	1	0	1	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0
警察本部長	24	5	16	3	0
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0

海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	2	0	0	1	1
鹿児島県住宅供給公社	0	0	0	0	0
鹿児島県道路公社	3	1	2	0	0
計	912	382	428	44	58

5 審査請求の件数及びその処理状況  
3件（処理中3件）

6 県政情報センターの利用状況等

(1) 展示資料の内容及び資料数

区 分	内 容	資料数
郷土資料	県史，市町村史，その他の史料	753
県の資料	計画書，統計書，調査書，試験・研究資料，事務事業概要書，議案書，議会会議録等	33,750
県内市町村の資料	広報誌，市町村勢要覧，計画書等	4,877
国・関係機関等資料	国勢調査，各種統計書，白書，研究書，調査報告書等	11,696
他都道府県の資料	都道府県史，統計年鑑，計画書等	3,109
研究機関等の資料	調査報告書，研究書等	1,288
一般資料	法規・辞典・年鑑類，地方自治，経済，産業一般，職員研修図書等	2,481
鹿児島島の一般資料	地域政策，資源・エネルギー，都市計画，過疎，経済，情報・通信等	1,425
計		59,379

(2) 利用状況

区 分	人 数 ・ 冊 数
利用者数	7,095人
貸出者数	283人
貸出冊数	618冊

鹿児島県個人情報保護条例の運用状況の公表

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第45条の規定により，平成28年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

1 個人情報取扱事務の登録件数

実 施 機 関	事務登録 総 数	事 務 区 分 及 び 件 数			
		全庁共通 事 務	出先機関 共通事務	所属固有事務	
				本 庁	出先機関
知事	1,209	45	278	788	98
知事公室	18	12	0	6	0
総務部	197	17	27	125	28
企画部	35	1	0	34	0
環境林務部	103	2	12	77	12
保健福祉部	340	3	99	217	21
商工労働水産部	141	3	22	105	11
農政部	152	1	48	93	10
土木部	183	4	69	110	0
危機管理局	13	0	1	12	0
出納局	11	2	0	9	0

鹿児島地域振興局	3	0	0	0	3
南薩地域振興局	0	0	0	0	0
北薩地域振興局	1	0	0	0	1
始良・伊佐地域振興局	1	0	0	0	1
大隅地域振興局	0	0	0	0	0
熊毛支庁	0	0	0	0	0
大島支庁	11	0	0	0	11
工業用水道部	0	0	0	0	0
議会	6	1	0	5	0
教育委員会	126	14	43	66	3
選挙管理委員会	18	0	0	18	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
公安委員会	5	5	0	0	0
警察本部長	147	16	58	73	0
労働委員会	3	0	0	3	0
収用委員会	3	0	0	3	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	14	0	9	1	4
計	1,531	81	388	957	105

注1 「全庁共通事務」とは、本庁の課（室）と出先機関において共通の内容で実施している個人情報取扱事務（現に全ての所属においては実施していないが、特定又は複数の部局において実施しているものを含む。）をいう。

2 「出先機関共通事務」とは、出先機関において実施している個人情報取扱事務であって、複数の出先機関において共通の内容で実施しているものをいう。

3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該当しない個人情報取扱事務であって、本庁の1課（室）又は1出先機関のみにおいて実施しているものをいう。

## 2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求件数並びにこれらに対する対応状況

### (1) 保有個人情報の開示請求の状況

#### ア 請求件数

133件

#### イ 開示、一部開示及び不開示の決定件数

区 分	件 数
開示	13
一部開示	94
不開示	24
その他	2
計	133

注 その他は、請求の取下げ及び却下である。

#### ウ 実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		開 示	一 部 開 示	不 開 示	そ の 他
知事	25	10	12	2	1
知事公室	2	2	0	0	0
総務部	6	2	3	1	0
環境林務部	2	0	2	0	0
保健福祉部	13	5	7	1	0
始良・伊佐地域振興局	1	0	0	0	1

大隅地域振興局	1	1	0	0	0
教育委員会	2	0	2	0	0
人事委員会	1	1	0	0	0
公安委員会	1	0	0	1	0
警察本部長	103	1	80	21	1
労働委員会	1	1	0	0	0
計	133	13	94	24	2

注 請求がなされた実施機関についてのみの記載である。

- (2) 保有個人情報の訂正請求の状況  
1 件
- (3) 保有個人情報の利用停止請求の状況  
2 件
- 3 開示請求等の特例に係る開示申出の件数  
5,631件
- 4 審査請求の件数及びその処理状況  
2 件（処理中2件）

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年12月15日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
リナシティかのや  
鹿屋市大手町1番1号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成29年5月23日
- 3 意見の概要  
今回の届出について、大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく本市からの意見はありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年12月15日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケースデンキ薩摩川内店  
薩摩川内市勝目町字正平4086番1
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成29年7月18日
- 3 意見の概要  
特になし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に

より霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年12月15日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ霧島店  
霧島市隼人町真孝字鶴傘田489番1
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成29年7月18日
- 3 意見の概要  
特になし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年12月15日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ出水店  
出水市黄金町530番地 外9筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成29年7月18日
- 3 意見の概要  
当市として、意見はありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により志布志市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年12月15日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ志布志店  
志布志市志布志町安楽字水留178番4
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成29年7月18日
- 3 意見の概要  
特になし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年12月15日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル東開店  
鹿児島市東開町東開3番16号 外3筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成29年7月20日
- 3 意見の概要  
今回届出のあった変更事項は、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年12月15日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル隼人店  
霧島市隼人町真孝字鶴牟田480 外18筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成29年7月20日
- 3 意見の概要  
特になし

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年12月15日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年12月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）アクロスプラザ隼人  
隼人都市計画事業隼人駅東地区土地区画整理事業地内1街区
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成29年7月21日
- 3 意見の概要
  - (1) 騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分留意し、周辺住民への周知も図ること。  
また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任を持って対処すること。なお、店舗及び乗り入れ車両の照明・騒音等、深夜営業が周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明を行い、営業開始後も十分留意の上対応すること。
  - (2) 出店当該地については、「騒音規制法」上の特定工場等規制基準区域・特定建設作業規制基準区域及び「振動規制法」上の特定工場等規制基準区域・特定建設作業規制基準区域に該当するので、実情に応じて適宜届出を行うこと。
  - (3) 造成を行う場合、規模によっては都市計画法に基づく開発許可の対象となる場合がある



---

ため、事前に県に確認すること。また、広告物を表示する際は、屋外広告物許可申請を行うこと。

- (4) 市道内における工事をする際は、道路法第24条（自費工事）または第32条（占用）の申請を行うこと。
- (5) 給水装置等工事申請書を店舗（テナント）ごとに提出すること。